

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|-------------------------|
| 件名 | 新宿区立公園における防犯カメラの設置等について |
|----|-------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

- ◇新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第5条第4項
- ◇第14条第1項（指定管理者による公の施設の管理）

（担当部課：みどり土木部みどり公園課）

事業の概要

| | | | |
|------|--|---------------------------|----------------------------------|
| 事業名 | 新宿区立公園における防犯カメラの設置及び運用 | | |
| 担当課 | みどり公園課 | | |
| 目的 | 新宿区立四谷見附公園及び新宿中央公園において防犯カメラを設置し、公園利用者のより一層の安全を確保することを目的とする。 | | |
| 対象者 | 公園利用者 | | |
| 事業内容 | <p>平成 26 年度第 1 回本審議会において、「新宿区立公園等における防犯カメラの設置に伴う本人外収集等」が承認されたことを受け、平成 26 年 12 月までに 2 園の区立公園に防犯カメラを設置し、公園利用者の安全確保や犯罪の予防などに活用してきたところであるが、今年度、犯罪行為や児童への声かけ事件が発生している 2 園の区立公園に新たに防犯カメラを設置することにより、より一層児童を中心とした公園利用者の安全確保を図ることとする。</p> <p>そのため、新宿区防犯カメラの設置及び運用に関する要綱（平成 17 年 6 月 10 日付 17 新区危危第 181 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 4 項により審議会に報告する。</p> <p>なお、新宿中央公園については、要綱第 6 条第 1 項に基づき、指定管理者に防犯カメラの運用に関する事務を行わせるものとする。</p> | | |
| | 設置年月 | 設置場所 | 設置台数及び新規・追加の別 |
| | 平成 26 年 7 月 | 西早稲田児童遊園（新宿区西早稲田三丁目 20 番） | 2 基（新規） ※ 平成 26 年度第 1 回審議会報告済 |
| | 平成 26 年 12 月 | 新宿遊歩道公園（新宿区歌舞伎町一丁目 1 番） | 1 基（新規） ※ 平成 26 年度第 1 回審議会報告済 |
| | 平成 29 年 10 月（予定） | 四谷見附公園（新宿区四谷一丁目 12 番） | 2 基（新規） ※ 今回審議会報告 |
| | 平成 29 年 10 月（予定） | 新宿中央公園（新宿区西新宿二丁目 11 番） | 2 基（新規） ※ 今回審議会報告 |

件名 新宿区立新宿中央公園における指定管理者業務の追加について

| | |
|---------------------|---|
| 施設の名称 | 新宿区立新宿中央公園 |
| 施設の所管課 | みどり公園課 |
| 指定管理者の名称 * (委託先) | 新宿中央公園パークアップ共同体 構成団体：(一財)公園財団・(株)昭和造園・日建総業(株) ※日建総業(株)がプライバシーマーク、ISO27001を取得 |
| 指定管理者が取扱う個人情報の業務 | 1 新宿区立新宿中央公園及び当該公園に係る公園施設を活用した事業に関する業務 2 フットサル施設利用者に関する業務 3 防犯カメラの運用に関する業務 ※ 下線は今回追加する内容(以下同じ。) |
| 指定管理者が取扱う個人情報の項目 | 1 【上記業務1に係る利用者の情報項目】 氏名・性別・生年月日・住所・電話番号・FAX番号・緊急連絡先(住所・氏名・電話番号・続柄) 2 【上記業務2に係る登録団体の情報項目】 ① 代表者に係る記録項目 氏名、住所、年齢、電話番号(自宅・携帯)、メールアドレス ② 連絡担当者に係る記録項目 氏名、電話番号 ③ 構成員に係る記録項目 氏名、住所、年齢 3 【上記業務3に係る利用者の情報項目】 <u>防犯カメラの画像</u> |
| 個人情報項目の記録媒体 | 紙・電磁的媒体(パソコン、 <u>SDカード</u>) |
| 指定管理の開始時期及び期限 | 平成29年10月(防犯カメラ設置予定日)から平成33年3月31日まで(以降5年毎に、同様の指定管理を行う。) ※ 上記業務3に係る内容 |
| 指定管理者としての情報保護対策 | 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。 4 <u>記録装置は、施錠管理する。</u> 5 <u>個人情報保護法に基づき作成した指定管理者独自の個人情報保護マニュアルと新宿区個人情報保護条例とを合わせて遵守する。</u> 6 <u>新規職員を中心とする従事者に対する研修を必要に応じて不定期で実施し、利用者の個人情報保護と情報セキュリティ対策を従事者に徹底する。</u> |
| 指定にあたり区が行う情報保護対策 | 1 協定書に別紙「特記事項」を付す。 2 <u>指定管理者が収集し、指定管理者に提供した個人情報の管理・保管状況については、随時、立入検査し、確認するとともに、個人情報保護対策を指導徹底する。</u> 3 <u>指定管理期間の満了又は指定の取消し後、保有した個人情報は、速やかに区に返還させる。また、電磁的媒体については、立入検査の際、電磁的媒体の処理に係るパソコン内に保有した個人情報が残置していないかを確認する。</u> |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 新宿区情報公開条例第20条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。
 - (2) 新宿区個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(持ち出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(委託の制限)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(個人情報取扱いに関する苦情への対応)

- 10 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 11 乙は、この指定の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。
- 12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

(個人情報を取り扱う従事者の指定)

- 13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

(業務に関する報告)

- 14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

- 15 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従事者に対する教育)

- 16 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

- 17 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 18 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 19 乙は、第1項から第17項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。